

許認可等の統一的把握について

平成27年6月5日

総務省行政評価局

許認可等の統一的把握について

○ 許認可等の統一的把握は、法令等に基づく許認可等の状況を定量的に示すもの

← 昭和60年から実施

〔「当面の行政改革の具体化方策について」(昭和60年9月24日閣議決定)
「昭和61年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について」(昭和60年12月28日閣議決定)〕

許認可等の範囲

- 国民の申請、出願等に基づき、行政庁が行う処分及びこれに類似するもので、法律、政令、省令及び告示において、「許可」等の用語を使用しているもの

(許可、認可、免許、承認、検査、登録、届出、報告等)

許認可等の数え方

- 法令等の中で、「許可」等の用語が含まれている「条項等」をカウント

許認可等の一覧などの把握の結果は、総務省HPに掲載

〔http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h27.html〕

許認可等の統一的把握の結果

平成26年4月1日現在の許認可等の根拠条項等数

(参考)平成24年3月31日現在

○ 14,818

○ 14,579

府省等ごとの許認可等の根拠条項等数

府省等名	根拠条項等数	府省等名	根拠条項等数
内閣官房・内閣府	95	財務省	842
公正取引委員会	20	文部科学省	457
国家公安委員会	92	厚生労働省	2,420
金融庁	2,283	農林水産省	1,630
消費者庁	45	経済産業省	2,176
総務省	651	国土交通省	2,641
法務省	330	環境省	1,065
外務省	41	防衛省	30
		合計	14,818

(注) 内閣官房・内閣府には特定個人情報保護委員会の数が含まれている。